青葉台一丁目町会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は青葉台一丁目町会自主防災会(以下、「本会」という。)と称する。

(目 的)

- 第2条 本会は青葉台一丁目町内会および青葉台地区町民の「安全で安心できる、安定 した生活」を守るため、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以 下、「地震等」という)による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 常時の事業
 - (1) 防災組織の編成および周知
 - (2) 防災知識の普及に関すること
 - (3) 防災資機材等の防災倉庫での備蓄、点検管理(年1回)に関すること
 - (4) 避難場所の明示と避難誘導方法の周知に関すること
 - (5) 防災訓練の実施に関すること
 - (6)「災害時の地域支援体制」の維持管理に関すること
 - (7) その他災害の予防に関すること
 - (8) 上記を円滑に且つ確実に実行するに当たり中期事業計画を立案・作成し都度 見直し・改訂しながら実行すること。
 - 2. 地震等大規模災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災組織を編成し、下記事業を行う。
 - (1)情報の収集および伝達に関すること
 - (2) 出火防止および初期消火に関すること
 - (3) 避難に関すること
 - (4) 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」 に従い要支援者の救援、救出、その他保護に関すること
 - (5) 町内の救護、安全に関すること
 - (6) 給水および給食に関すること
 - (7) 防疫、衛生に関すること
 - (8) 情報等の本部への報告および市の防災対策への協力に関すること
 - (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(会 員)

第4条 会員は青葉台一丁目町内会の世帯をもって構成する。

(役員および防災組織)

第5条 本会に次の役員を置く

1. 役員	役員 <u>平常時</u>		災害発生時(対策本部)		
	(1) 会 長	1名	(1)	本部長 (会長)	1名
	(2) 副会長	4名	(2)	副本部長(副会長)	4名
	(3) 会 計	1名	(3)	会計	1名
	(4) 防災担	当役員 1名	(4)	本部長補佐	1名
	(5) 子供担	当役員 1名	(5)	班 長	10名
	(6) 会計監	查 1名	(6)	顧問	1名
	(7) 顧問	1名			

- 2. 本会の役員の任期は1年とし、市へ登録する。
- 3. 災害発生時の防災組織編成の立ち上げ、および役務分担

災害発生時防災役員は一時避難場所(弁才天公園防災倉庫前)に集合し、本部 長または代行者は災害本部立ち上げを宣言する。

災害対策本部立ち上げ後、本部長(会長)が集合者の中から指名し、防災組織 を編成する。指名された役務担当者は状況・結果を本部長に報告する。

- (1)情報収集・情報伝達班・・町内災害状況の把握、道路交通状況の把握。防 災ラジオを使用。
- (2) 安否確認班・・各班長により班内の安否確認を実施。要支援者の安否確認 は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」の支援者が並行して 実施。
- (3)避難誘導班・・各自避難であるが、要支援者の避難誘導は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」の支援者が実施。
- (4) 初期消火班・・状況判断して可能な状況なら実施。
- (5) 救出救護班・・可能な状況なら実施。
- (6) 給食・給水(炊き出し)班・・状況判断により編成。

(役員の任務)

- 第6条 役員は次の任務行う。
 - 1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
 - 3. 会長、副会長は、本会の事業計画、実施状況等に関する検討を行う。
 - 4. 会計は、会の経理を運営しおよび、防災担当副会長と共に会の所有する資機材の管理に当たる。

(会議等)

- 第7条 本会に役員と班長の全員投票制を置く。
 - 1. 役員会は、会長が招集する町会の役員会を当てる。

- 2. 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算および決算に関すること。
 - (4) その他、役員会が必要と認めたこと。
- 3. 役員会で町会員の議決が必要と認められた場合は、総会にて議決を行う。

(第3条の事業の特記事項)

- 第8条 本会は地震等発生による被害の防止および軽減を図るため、下記の普及を図る。
 - 1. 避難場所の明示と周知

大規模災害が発生し(または発生が予想され)、町会員の人命に危険が生じた (または生じるおそれがある)ときに備え、避難場所を予め明示するとともに、 避難誘導の方法を周知する。

- (1) 一時避難場所 弁才天公園
- (2) 指定避難場所 青葉台小学校
- (3) 避難者収容施設 姉崎支所(姉崎公民館)
- 2. 一時避難場所から指定避難場所への避難誘導等の指示、要請
 - (1) 避難命令が出た時、または本部長が必要ありと認めたときは、本部長は地区長、班長に対し避難誘導の指示を行う。
 - (2) 災害対策本部立ち上げ後は、本部長が状況を判断して集合者の中から指名し、編成する避難誘導班に対し避難誘導の指揮命令を行う。
 - (3)本部長は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」の支援者に、 要支援者の避難誘導を要請する。
- 3. 避難誘導の方法
 - (1) 地区長、班長(対策本部立ち上げ後は避難誘導班)は会長の指示に基づき、指定避難場所に町会員を誘導する。
 - (2) 要援護者の避難誘導は、支援者が行う。
 - (3) 市原市の開設する避難所の開設・運営業務に協力する。
- 4. 防災訓練の実施

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が 迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

- (1) 市の主催する総合防災訓練には、役員・町会会員は積極的に参加する。 更に町内でも防災訓練を計画実施する。
- (2) 町内訓練の種類は次の通り
 - ア 情報の収集・伝達訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ避難訓練
 - エ 救出・救護訓練
 - オ 給食・給水(炊き出し)訓練

- (3) 前項のイ、エ、オについては、姉崎消防署や市防災課の支援があり、これを有効に活用する。
- 5. 消防分団の支援体制

青葉台9町会に消防分団はないので、青葉台1~5丁目とダイアは姉崎支部第5分団管轄(姉崎台)に、青葉台6~8丁目が姉崎支部第6分団管轄(片又木)で防災支援を仰いでいる。(青葉台協議会からそれぞれの分団に活動支援金を拠出している。)

(会計事項)

- 第9条 本会の会計に関する諸事項は次のように定める。
 - 1. 本会の会費、経費、通常時は一丁目町会予算のうち防犯防災費および予備費を充当する。
 - 2. 地震等の災害発生時に通常予算では経費を処理できない場合は、別途会費の徴収およびその他の収入をもってこれに充てる。
 - 3. 会計は通常の町会予算運営の中で運用し、町会予算と同様に年1回会計監査を 受け、監査役と共にその結果を役員会に報告する。また会計年度も同じく毎年 3月に始まり、翌年2月末に終わる。
 - 4. 防災資機材の購入や、防災訓練の食材消耗費は、市(防災課)の支援制度があり、これを有効に活用する(支援制度の内補助金申請は4月初めに行う為、機材購入品目等は前年度役員で決定しておき新役員の承認の基連やかに申請するものとする。)。但し、補助金申請は金額の多少に拘わらず5年に一度となっている。

(規約の補完)

第10条 この規約は、一丁目町会規約の補完とする。

(会則の改廃)

第11条 この規約の改廃は、防災委員会で行い、町会役員会で承認する。但し、会員の 承認が必要と認められた場合は、総会で以って議決を行う。

(規約制定・改廃履歴) 設立年月日 平成元年4月

平成24年4月1日 新規制定

平成26年2月1日 改訂(平成25年度防災委員会)

平成30年2月2日 改訂(平成29年度防災委員会)

平成31年1月25日 改訂(平成30年度防災委員会)